

特定口座約款

(特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款)

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じとします。）が株式会社大分銀行（以下、「当行」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じとします。）に関する事項を定めるものです。

また、お客さまが法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下、「源泉徴収あり口座内配当等」といいます。）に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座（以下、「源泉徴収あり口座」といいます。）に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

- 2 お客さまと当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託振替決済口座管理約款」「(国債等)振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」等他の規定等の定めによるものとします。なお、国債（個人向け国債含む）と地方債、政府保証債を併せて、以下「公共債」というものとし、「投資信託」と「公共債」を併せて、以下「上場株式等」というものとします。

第2条 (特定口座の開設)

お客さまが当行に特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまには個人番号カード、運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等その他一定の確認書類をご提示いただき、お名前、生年月日、ご住所、個人番号等について確認させていただきます。

- 2 お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に上場株式等の振替決済口座を開設していただくことが必要です。
- 3 お客さまは特定口座を当行に複数開設することはできません。
- 4 お客さまが特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に規定され、特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り当該特定口座源泉徴収選択届

出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をした後には、当該年内に特定口座内における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

- 5 お客さまが当行に対して、第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

お客さまが、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収あり口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条（特定口座の開設）第1項に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

- 2 お客さまが、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収あり口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。

第4条（特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録）

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において行います。

第5条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）第1項の規定により源泉徴収あり口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

第6条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設されたお客さまが、当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特に申出がない限り、当行が定める取引を除き、原則特定口座を通じて行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さまについては、公募非上場株式投資信託の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第7条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算および源泉徴収あり口座内配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

第8条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの特定保管勘定において受入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる公募非上場投資信託の受益権または公共債に限定します。なお、次の各号に該当する公募非上場投資信託の受益権または公共債であっても当行の都合により特定保管勘定でお預りしないことがあります。

- ①お客さまが特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集または当行への購入申込により取得し、その取得後直ちに特定口座に受入れる公募非上場投資信託の受益権または公共債。
- ②お客さまが特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付の委託により取得をし、または当行から取得をし、その取得後直ちに特定口座に受入れる公募非上場投資信託の受益権または公共債。
- ③当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受入れられている公募非上場投資信託の受益権または公共債の全部または一部（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます）を所定の方法により当行の当該お客さまの特定口座に移管することにより受入れるもの。
- ④お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下、同じとします。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）により取得した公募非上場投資信託の受益権または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされているものであって、当行所定の方法により、当行の当該お客さまの特定口座（同一銘柄のうち、

一部のみを移管する場合を除きます。)に移管されたもの。

- ⑤お客さまが当行に開設されている特定口座で管理されている公募非上場投資信託受益権の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る公募非上場投資信託受益権の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑥お客さまが施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている公募非上場投資信託の受益権または公共債で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑦お客さまが当行に開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権で、所定の方法により当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの。(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)

第 9 条 (源泉徴収あり口座で受領する上場株式配当等の範囲)

当行は、お客さまの源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金および公共債の利子等と同項の規定に基づき当行が所得税を徴収するもの(当該源泉徴収あり口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている法第 8 条の 4 に規定する上場株式等の配当等に係るものに限り)のみを受け入れます。

- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金および公共債の利子等のうち、当行が当該投資信託の収益分配金および公共債の利子等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収あり口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第 10 条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対してする方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第 11 条 (特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客さまに対し、施行令第 25 条 10 の 2 第 10 項第 1 号の定めるところにより、当該払出しの通知を書面により行います。

第 12 条 (源泉徴収・還付)

当行は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

- 2 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価に相当する金額の支払いをする際には、振替決済口座の指定預金口座へ入金後、当該金額を指定預金口座から引落すことにより行うものとし、源泉徴収あり口座内配当等の対価に相当する金額の支払いをする際にはその金額より源泉徴収額を差引くことにより行い、源泉徴収後の金額を振替決済口座の指定預金口座へ入金するものとします。
- 3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、振替決済口座の指定預金口座へ入金します。

第 13 条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第 8 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第 3 号に規定する移管は、施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項および第 12 項の定めるところにより行います。

第 14 条（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第 8 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第 4 号に規定する公募非上場株式投資信託の受益権または公共債の受入れについては、施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項 3 号もしくは 4 号および同条第 15 項の定めるところにより行います。

第 15 条（特定口座年間取引報告書の送付）

当行は、法第 37 条 11 の 3 第 7 項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに送付します。また、第 16 条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに送付します。

- 2 当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客さまへ送付し、1 通は所轄の税務署に提出します。
- 3 前二項にかかわらず、お客さまの特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客さまからの請求がない場合には、当行はお客さまに交付しないことができることとします。

第 16 条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当するときに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ①お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。ただし、当該特定口座

廃止届出書の提出があった日前に支払の確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの（源泉徴収あり口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

- ②特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に規定するものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。その他法令により特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされる時。
- ④やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき。

- 2 前項の規定に基づき特定口座の契約が終了したときは、第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収あり口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

第17条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書提出後に、当行に届出たご住所、お名前、その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）を当行に提出していただくものとします。また、その変更がお名前、ご住所、個人番号に係るものであるときは、個人番号カード、運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

- 2 特定口座を開設している当行の営業所の変更（移管）があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出いただくものとします。

第18条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取扱うものとします。

第19条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で当行が定めるものとします。

第20条（免責事項）

お客さまが第17条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由によ

り、特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 21 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第 22 条（合意管轄）

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

附則 この約款は、2020 年 4 月 1 日より適用します。